

○地方行政委員会

・内閣提出法律案（一件）

（注）※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
4 ※	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	四、 一〇、三〇	四、 一〇、三〇 (予)	四、 一一、一〇	四、 一一、一〇	四、 一〇、三〇	四、 一一、一〇	四、 一一、一〇	
					可決	可決		可決	可決	

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

補正予算により平成四年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが減額されることに伴い、同特別会計における借入金を一兆五千六百八十二億二千三百万円増額する（以上の措置により、地方交付税の総額は当初予算と同額の十五兆六千七百九十一億九千九百万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、一兆千八百五十九億円となる。）。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により平成四年度分の地方交付税が一兆五千六百八十二億円減少することとなりますが、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税

配付金特別会計の借入金を増額しようとすることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、交付税減少に伴う補てん措置、総合経済対策と地方財政措置、地域福祉基金等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。